

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井 敦司

路線名	羽生妻沼線
供用開始の区間	行田市大字北河原字中野二二八三番一地 先から 同市大字北河原字中野二二六七番一地先 まで
供用開始の期日	令和四年六月二十一日
備考	令和二年十二月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長一〇九・二〇メートル